

第 87 号議案

加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成 18 年加東市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

滝野総合公園			
東条グラウンド		半日につき一面 20 0 円	

」

を

「

滝野総合公園			
--------	--	--	--

」

に改め、同表備考第 4 号ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 87 号議案 要旨

加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

東条グラウンドテニスコートは、施設が老朽化し、利用者数が非常に少ないことから、加東市公共施設等総合管理計画に基づき、公の施設としての用途を廃止するため、加東市体育施設条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

東条グラウンドテニスコートの使用料及び使用時間の取得単位を削ること。(別表第 2 関係)

3 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行					改 正 案				
別表第 2 (第 6 条関係)					別表第 2 (第 6 条関係)				
(略)					(略)				
屋 外 施 設	施設名称	区分	使用料	照明料	施設名称	区分	使用料	照明料	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	テニスコート	1 時間につ つき一面	1 時間につ つき一面	(略)	テニスコート	1 時間につ つき一面	1 時間につ つき一面	
	滝野総合公園		4 0 0 円	5 0 0 円	滝野総合公園		4 0 0 円	5 0 0 円	
東条グラウンド		半日につ つき一面							
			2 0 0 円						
(備考)					(備考)				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) 使用時間の取得単位は 1 時間とする。 <u>ただし、東条グラウンドテニスコートについては半日単位とする。</u>					(4) 使用時間の取得単位は 1 時間とする。 _____				